

Airpeak Protect Plan 利用規約

本規約は、ソニーグループ株式会社（以下「ソニー」といいます）が開発するドローン製品「Airpeak」（以下「本製品」といいます）のアフターサービス「Airpeak Protect Plan」（以下「本プラン」といいます）の利用条件を、ソニーが定めるものです。

本規約をお読みいただき、内容についてご同意のうえ本プランをお申込み、ご利用いただくようお願いいたします。

第1条（本プランについて）

1. 本プランの内容は、以下の通りです。

お客様の本製品の機体に対し本プランをご購入いただくことで、不慮のトラブル等で当該機体に故障又は破損が発生した場合に、新品又は品質及び機能が同等の再生品の機体と交換するサービス（以下「本交換サービス」といいます）を提供いたします。本交換サービスを受けるためには第11条に示す料金を別途お支払いいただく必要があります。また、本プランに基づく本交換サービスには第4条に規定する利用期間及び利用回数の上限がございます。

2. 本交換サービスには、第4条及び第6条以下の規定が適用されます。
3. 本プランは、ソニーマーケティング株式会社を通じて販売されるものです。

第2条（本プランの申込み及び契約期間）

1. 本プランの申込み方法は、本プランの販売条件（ソニーマーケティング株式会社が定める販売条件で、「ソニーストア利用規約」及び本プラン特有の販売条件を含み、以下「本販売条件」といいます）に示す通りとします。（本プランのお申込みにあたっては、事前に My Sony ID 利用規約に同意のうえ、My Sony ID の登録手続きが必要です。）
2. 本プランは、本プランの利用希望者が本規約に同意のうえで、ソニーマーケティング株式会社がウェブサイト等でご案内する手続きに従い、本プランへの申込み、及び所定の追加手続き（本プランの申込み後にソニーマーケティング株式会社からお客様にご案内するコード（以下「アクティベーションコード」といいます）と本製品の機体との関連付けを本製品のアプリを通じて行っていただきます（以下「本プラン関連付け」といいます））が完了し、ソニーが当該希望者を本プランのお客様として登録した時点をもってご利用いただけるようになります。ご利用いただける期間及び回数は第4条に定める通りです。（本製品のアプリのご利用にあたっては、事前にソニーアカウント Airpeak 向けサービス利用規約に同意のうえ、ソニーアカウントの登録手続きが必要です。）
3. 本プラン関連付けは、アクティベーションコード1つにつき、本製品の機体1台にの

み行うことが可能です。日本国内以外で販売された機体に関連付けることはできません。

4. 本プラン関連付けの手続きは、以下の期限内に完了していただく必要があります。
 - (1) 本製品の機体の初期セットアップ後、8日（192時間）以内に行う必要があります。（本プラン関連付けの期限を過ぎた本製品の機体には、本プランを関連付けることはできません。なお、機体の初期セットアップは初回起動時のみ自動的に行われるもので、初回起動後に再度初期セットアップすることはできません。）
 - (2) アクティベーションコードには、ソニーマーケティング株式会社からお客様にご案内した日より1年間の有効期限があり、有効期限内に本プラン関連付けが行われなかった場合、アクティベーションコードは無効となります。なお、上記期限内に手続きを完了しなかった場合でも、第3条第3項に記載の通り、ソニー及びソニーマーケティング株式会社はお客様が支払った本プランの料金を返金いたしません。また、アクティベーションコードをお客様にご案内した以降の紛失、盗難、又はお客様の無許可での第三者の使用につきましては、ソニーは責任を負いません。第7条第2号に記載の通り、本プラン関連付けの完了前に故障又は破損した本製品の機体については本交換サービスの対象外となりますので、上記期限にかかわらず、速やかに本プラン関連付けを完了いただくようお願いいたします。
5. ソニー及びソニーマーケティング株式会社からのご案内は、発信された電子メールが宛先不明、インターネット上の問題等により不着となった場合であっても、お客様からご連絡いただいた電子メールアドレスにあてて発信されたことをもって、到達したものと扱わせていただきます。
6. 未成年の本プランの利用希望者は、自らの法定代理人から事前に同意を得た上で、本プランを申込みものとします。但し、18歳未満の未成年については、自らの法定代理人の事前の同意を得た場合でも、本プランを申込みすることができません。
7. 第2項及び第6項に定める申込みについて、本プランの申込者が以下のいずれかに該当することをソニーが確認した場合、ソニーはその申込みを承諾しない場合があり、本プランの申込者はあらかじめこれを了承するものとします。
 - (1) 申込みに当たり、虚偽の記載、誤記、記載漏れ又は入力漏れがあった場合
 - (2) 申込みに当たり、指定カード会社より無効扱いの通知を受けた場合
 - (3) 過去に、本プラン又はソニー若しくはソニーマーケティング株式会社のその他のサービスの利用資格の停止又は失効を受けた場合
 - (4) 申込者が18歳未満の未成年である場合
 - (5) その他、業務の遂行上又は技術上、支障を来すとソニーが判断した場合

第3条（本プランの料金及び支払方法）

1. 本プランの料金は、ソニーマーケティング株式会社が運営する本プランに関するウェブサイトにおいて「Airpeak Protect Plan」の料金としてご案内する通りとします。お客様は、当該料金をソニーマーケティング株式会社に対してお支払いいただきます。
2. 本プランの支払方法は、本販売条件に示す通りとします。
3. ソニーマーケティング株式会社は、理由の如何を問わず、第1項に基づき支払われた料金の返金はいたしません。

第4条（本プランの利用期間）

お客様が本プランの提供を受けられる期間（以下「本利用期間」といいます）は、ソニーが本プランのお客様として登録した日より1年間、又は本交換サービスの利用回数の上限である2回を消費した時点のいずれか早い方までです。なお、本プランに更新プランはございません。

第5条（お客様による本プランの解約）

本プランをお申し込み後の中途解約は理由の如何を問わず承れません。

第6条（本交換サービスの対象）

1. ソニーは、日本国内で販売された本製品の機体について、ソニーにおいて提供が可能と判断する場合に、お客様に対して本交換サービスを提供いたします。なお、本交換サービスが提供される場合、お客様が本交換サービスをご希望になる本製品（以下「交換依頼品」といいます）とソニーが提供する交換品のシリアル番号は異なるものになります。ソニーが提供する交換品について、交換依頼品のシリアル番号を継承することはできません。
2. 本交換サービスの対象物は本製品の機体（プロペラ・バッテリーパック（但し LBP-HS1 に限られます）を含みます）のみとなり、送信機・バッテリーチャージャー・ケーブル等の周辺機器、梱包材や書類等の付属品は対象に含みません。
3. プロペラ・バッテリーパックのみの本交換サービスは行っておりません。
4. ソニーが日本国内で販売しているジンバル、RTK キットを装着時に本製品の機体が故障又は破損した場合は、機体の本交換サービスと同時の申込みの場合に限り、ジンバル、RTK キットの交換サービスを提供します。ジンバルの交換サービスの対象物は、ジンバル本体（機体との接続部を含みます）のみで、梱包材や書類等の付属品は対象に含みません。また、RTK キットの交換サービスの対象物はインターフェースユニット及び機体用アンテナ（それらと機体との接続部を含みます）のみで、固定局用アンテナ、送信機との接続に使用するケーブル類、梱包材や書類等の付属品は対象に含みません。
5. ソニーは、日本国内に居住又は滞在中のお客様のみを対象として、日本国内において

のみ本交換サービスを提供いたします。

6. お客様が本製品の販売店その他の第三者（以下「販売店等」といいます）の提供する独自の保証、保険、その他サービス（以下「販売店等独自サービス」といいます）に加入されている場合、本製品に対する販売店等独自サービスの適用の可否については、ソニーへの本交換サービスの申込みの前に、お客様において販売店等にご確認ください。販売店等独自サービスの提供条件及び当該販売店等独自サービスに基づく修理等のサービス内容は、お客様と販売店等との取り決めによりますので、ソニーがその条件・内容等につき責任を負うものではありません。

第7条（本交換サービスの対象外である場合）

以下の各号のいずれか一つにでも該当する場合は、本交換サービスの対象外となります。

1. 第2条に示す本プランとの関連付けがされていない機体である場合
2. 本プラン関連付けを完了する以前に交換依頼品が故障又は破損している場合
3. 本交換サービスの申込み時点で、第4条に示す本利用期間を過ぎている場合
4. 第6条に示す本交換サービスの対象範囲ではない場合
5. 第6条第2項及び第4項に示す本交換サービスの対象物のうち、全部又は一部を盗難・紛失されている場合
6. 専ら傷やへこみ等の外観上の損傷にとどまる場合、並びに、単に消耗・摩耗した部品の交換依頼、又は汚損した部品の交換依頼にとどまるとソニーが判断する場合
7. 交換依頼品が、ソニー又はソニーが委託するサービスセンター以外で修理されている場合
8. 交換依頼品の故障又は破損が以下のいずれかに起因する場合
 - (1) 飛行に明らかに適していない環境下での飛行や、違法又は不適切な目的での使用によるもの
 - (2) 他の機器から受けた障害、又は不当な改造、分解によるもの
 - (3) 火災、地震、風水害、落雷、その他の天災地変、公害、塩害、ガス害(硫化ガスなど)、異常電圧によるもの
 - (4) 日本国外での使用によるもの
 - (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変又は暴動などによるもの
 - (6) 放射線照射又は放射能汚染によるもの
 - (7) コンピューターウイルスによるもの
 - (8) お客様又は第三者の法令違反によるもの
 - (9) お客様又は第三者の故意による加害行為によるもの

第8条（本交換サービスの申込み）

本交換サービスの申込みは、本プランに関するウェブサイトその他でご案内するソニー所定の方法、又は以下の窓口から承ります。

Airpeak お問い合わせ窓口

フリーダイヤル：0120-442-280

携帯電話・IP電話：050-3754-9019

第9条（本交換サービスに関する契約の成立等）

1. 本規約に基づく本交換サービスに関する契約は、交換依頼品について、本プランに関するウェブサイトその他でご案内するソニー所定の方法により本交換サービスを申込みになり、ソニーがお客様の交換依頼品を受領し本交換サービスの適用可否等を確認した後、ソニーがお客様のご依頼を承諾することをもって成立するものとします。
2. お客様が、本交換サービスの申込みの前に、修理見積りを取得したい場合(別途修理見積り料金が発生します)は、申込み時にソニーの担当者へお伝えください。
3. ソニーは、本規約に定める場合のほか、お客様のご依頼の内容、時期、方法、依頼時提供情報その他の事情によっては本交換サービス・修理を提供できない場合があり、ソニーの任意の判断でご依頼をお断りする場合がございますので、ご了承ください。

第10条（本交換サービスの手続き）

1. 本規約に基づきソニーが行う本交換サービスは、引取り、及びソニーマーケティング株式会社が本プランに関するウェブサイトなどで本プランの対象として別途ご案内する方法により実施いたします。お申込み・お手続きについては本プランに関するウェブサイト又は第8条に記載している本交換サービスの受付窓口などでご確認ください。
2. ソニーが交換依頼品をお預かりする前に、お客様により交換依頼品に取り付けられた記録媒体その他一切のもの（但し、ソニーより別途、使用や装着等について取扱説明書等の記載によりご案内しているものは除きます。以下「付加物」といいます）を交換依頼品から取り外してください。なお、交換依頼品に付加物を取り付けられた状態で、お客様が交換依頼品をソニーにお引渡しされた場合、ソニーは、本交換サービスの過程で、付加物に生じうる汚損、破損、紛失その他付加物に関連して生じうる一切の損害につき責任を負いかねます。

第11条（本交換サービスの料金について）

1. 本交換サービス利用希望者は、本交換サービスを利用するために、ソニー指定の方法により、本交換サービスの料金、及び本交換サービスを受けるための配送料（お客様

の指定する場所への引取り及びお届けに関する運送料（梱包材料費を含みます）をいい、以下同じとします）をソニーに支払う必要があります。

2. 本交換サービスのソニー規定料金は、ソニーマーケティング株式会社が運営する本プランに関するウェブサイトに記載の通りです。（料金は、交換利用回数、交換依頼品の内容物の違いにより異なります。）
3. ソニーは、お客様の交換依頼品の内容物を確認し、本交換サービスの料金及び支払期日をご提示いたします。ソニーは、お客様からの入金を確認でき次第、本交換サービスの提供を開始します。お客様が当該金額での本交換サービスの提供を希望されない場合、若しくはご提示した支払期日までに入金がされない場合には、本交換サービスのご依頼をキャンセルしたものといたします。なお、本交換サービスのご依頼をキャンセルした場合は、第5項に示す通り、別途見積診断料をご負担いただきます。
4. 本交換サービスの料金のほかに次の各号に定める費用が発生します。本交換サービスをご依頼の際にソニーの担当者にご確認ください。
 - (1) 配送料
 - (2) その他ソニーが定め別途ご案内する費用
5. 本交換サービスのご依頼品の内容物に不備等があり、本交換サービス、又は修理の提供を行わなかった場合には、別途見積診断料をご負担いただきます。

第12条（本交換サービス業務委託）

ソニーは、ソニーの判断と責任のもとで、協力会社に本交換サービス（これに付随関連する業務を含みます）の全部又は一部を委託する場合がございます。

第13条（代替機器の提供について）

お客様より交換依頼品をお預かりしている間の代替機器や貸出機などの提供は行いません。

第14条（交換依頼品の取扱い）

お客様の交換依頼品は、本交換サービスの提供をもってソニーが回収し、お客様は交換依頼品の所有権を放棄するものとします。回収した交換依頼品はソニーの所有物として、ソニーの判断により、再生、利用又は廃棄等をおこないますので、あらかじめご了承ください。

第15条（交換品の保証について）

1. 本利用期間にかかわらず、本交換サービスにおいてソニーが提供した交換品において、本交換サービス完了日（交換品をお客様に引渡した日）から3ヶ月以内に、交換品が正常な使用状態（取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書きに従った使用状態）

で故障し、修理を要するとソニーが判断したものについては、故障した日から1週間以内にソニーに修理のご依頼をいただいた場合、無償で修理・再交換等をおこないます（以下、修理・再交換等をしてお客様に返却又は提供した品を「再交換品」といいます）。再交換によって再交換品を提供させていただく場合、交換品のシリアル番号を継承することはできません。なお、再交換の場合、本交換サービスの利用回数への影響はありません。再交換品についても本条の対象となり、本条における「交換品」を「再交換品」と読み替えて適用されるものとします。

2. 本条第1項の規定にもかかわらず、交換品又は再交換品の修理依頼について、次の各号のいずれかに該当する場合は、有償となります。
 - (1) 使用上の誤りにより故障又は損傷した場合
 - (2) 移設、輸送、落下などにより、故障又は損傷した場合
3. 前二項の規定にもかかわらず、交換品又は再交換品の修理依頼について、第7条の各号のいずれか（但し、第3号を除きます）に該当する場合は、無償及び有償にかかわらず、修理・再交換等を一切対応いたしかねる場合があります。

第16条（交換依頼品の保管）

1. 本交換サービスを未実施で返却する場合のお客様の交換依頼品、又は次項に基づきお客様が所有権を有する交換品（以下、これらを総称して「返却品」といいます）をお渡し可能な日程をお知らせしている場合に、ソニーが交換依頼品をお預かりした日から起算して6ヶ月間（以下「保管期間」といいます）を経過した時点で、お客様に返却品をお受け取りいただけていない場合、お客様は、お客様の返却品の保管に要した費用（保管場所までの輸送費用を含みますがこれに限られません）並びに、処分に要した費用の一切を、ソニーの請求に従い、速やかにソニーに支払うものとします。なお、保管期間が経過した時点で、お客様に返却品をお受け取りいただけていないときには、ソニーは、当該返却品をソニー所定の方法にて処分できるものとします。
2. ソニー所定の確認が完了し、交換品をお客様に引渡せる状態になった時点で、交換がなされたとみなし、交換依頼品の所有権はお客様からソニーに移転し、交換品の所有権はソニーからお客様に移転するものとします（かかる所有権の移転により、交換依頼品はソニーの所有物、交換品はお客様の所有物となります）。

第17条（連絡先の変更）

1. お客様の住所・電話番号・電子メールアドレス等の連絡先が本交換サービスの提供が完了する前に変更になる場合には、速やかに本交換サービスの連絡先へご連絡をお願いいたします。
2. ソニーは、送付した郵便その他の配送物が宛先不明等により不着となった場合であっても、お客様からご連絡いただいた住所にあてて送付したことをもって、到達したも

のと扱わせていただきます。

3. ソニーは、発信した電子メールが宛先不明、インターネット上の問題等により不着となった場合であっても、お客様からご連絡いただいた電子メールアドレスにあてて発信したことをもって、到達したものと扱わせていただきます。

第18条（データの取扱い）

1. ソニーは、交換依頼品に保存されているデータ（交換依頼品が収集した画像、作成したファイル、交換依頼品の使用状況、各種のパラメータ・設定内容、追加インストールしたソフトウェア等を含み、以下「記録データ」といいます）を必要に応じて本プランの過程で閲覧・実行・一時的複製をする場合がありますが、本プランの目的以外に使用いたしません。
2. 前項に定める場合を除き、ソニーは、本プランの提供の過程で、記録データについての複製・バックアップその他記録・保存や復元作業等は一切おこないませんのでご了承ください。
3. 本プランのために必要とソニーが判断する場合、交換依頼品の記録媒体等の初期化、交換、工場出荷時の状態にする作業等をおこなわせていただきます。その際、記録データが失われることがあります。また、ソニーは、自己が所有する交換依頼品を任意に処分し、又は第16条に基づき返却品を処分することになった場合、一切の記録データを複製・バックアップその他記録・保存する義務を負うことなく、記録データを削除・不可視することを目的としたソニー所定の作業を行うことができるものとします。
4. 本交換サービス等の作業にあたっては細心の注意を払いますが、前項以外の場合であっても、作業の過程で記録データの破損・消失等が生じる場合があります。ソニーは、記録データの破損・消失等についての責任は負いかねますので、ご了承ください。

第19条（お客様情報の取扱い）

ソニーは、本プランの過程で、ソニーにご提供いただいたご担当者様の氏名・住所等のお客様の情報、及びお客様が本プランをご利用した際にソニーが記録する履歴（以下、これらを総称して「お客様情報」といいます）を、次の定めに従って取り扱います。

（1）お客様情報の利用目的

お客様情報は、以下の目的にのみ利用させていただき、法令により認められた場合を除き、あらかじめお客様のご同意をいただくことなく、以下の目的以外で利用することはありません。

- ①本プラン及び/又は本プランに関連するサービスの利用料金の決済

- ②本製品、本プランなどに関するユーザーサポートのご提供
 - ④商品の開発及びサービス・ユーザーサポートの向上のための参考
 - ⑤ソニーのサービスに関するご意見やご感想の提供をお願いするため
 - ⑥潜在的な情報セキュリティ上の脅威を特定してかかる脅威からお客様及びソニーを保護する目的で、ソニーが必要と判断する分析を行うため
- ※お客様情報をご提供いただけない場合、上記利用目的に基づくお客様へのご案内等を行えないことがあります。

(2) 共同利用について

ソニーは、お客様情報を以下の通り共同で利用させていただく場合があります。

①共同利用される情報の項目

お客様情報と同一

②共同利用者の範囲

[ソニーグループ・エレクトロニクス関連会社](#)

③利用する者の利用目的

前号（本条上記(1)）に定める利用目的と同一

④共同利用される情報の管理について責任を有する者

ソニーグループ株式会社

(3) お客様情報の保管・消去について

ソニーは、お客様情報を正確・最新の内容に保つように努め、不正なアクセス、改ざん、漏えい、滅失、き損などを防止するため、現時点での技術水準に合わせた必要かつ適切な安全管理措置を講じます。なお、ソニーは、利用目的の達成により保管の必要がなくなったと判断した場合、お客様情報を速やかに消去いたします。

(4) お客様情報の提供について

ソニーは、政府機関の要請若しくは法令に基づいて開示の要求がなされた場合を除いて、別途事前にお客様の同意を得ることなく、お客様情報の第三者への提供はいたしません。

(5) お問い合わせ及びその他のご連絡

お客様情報の照会又は削除等のご請求又はお問い合わせについては、本プランをお申込みになりました各窓口までご連絡ください。可能な限り速やかに対応させていただきます。

第20条（損害賠償）

1. ソニーが本プランの提供について負う責任は、本規約に定める事項・内容に限られるものとし、特別な事情からお客様に生じた損害、お客様の逸失利益、第三者からお客様になされた賠償請求に基づく損害、その他お客様が交換依頼品又は交換品の故障・

不具合等により当該製品を使用できなかったことによる損害については一切の責任を負わないものとします。なお、ソニーが返却品をお預かりしている期間に、汚損、破損等が生じた場合であっても、ソニーは原則として交換品の提供をもって対応いたします。

2. 本プランの提供に関し、ソニーがお客様に対して損害賠償責任を負う場合であっても、ソニーの責任は交換依頼品の価値に相当する金額を上限とします。なお、交換依頼品の価値は、減価償却後の残存価値、又は損害発生時に市場で販売されている同等の性能の商品の価格を基準として算出するものとします。

第21条（反社会的勢力との関係排除）

お客様が反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます）第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人）であることが判明した場合には、ソニーはかかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、本規約及び本プランに関する契約の全部又は一部を解除できるものとします。

第22条（その他）

1. お客様ご自身が貼られたシールやシート類、外筐部品に施されたカラーリング等の原状復帰はいたしかねます。
2. 本交換サービスへのお申込みは、本プラン及び別途ソニーとお客様との間で成立する各種サービス（Airpeak Plus を含みます）の契約において定められる利用期間及び利用回数に何ら影響するものではありません。

第23条（本規約の変更）

1. ソニーは、本規約について、必要に応じて全部又は一部を変更する場合があります。この際、変更がお客様の一般の利益に適合し、又は、変更が本規約の目的に反せず、変更の必要性及び変更後の内容の相当性が認められる場合には、あらかじめ、変更後の本規約及び効力発生時期（少なくとも5営業日以上後。但し、本規約の変更がお客様の一般の利益に適合する場合は、周知時をもって効力を発生させることができるものとします。）について、ソニーマーケティング株式会社が運営する本プランに関するウェブサイトで周知することで本規約を変更するものとします。
2. 本規約の変更が前項の要件を満たさない場合には、変更後の本規約の適用について、変更箇所を示した上で、再度、お客様の個別の同意を得ることとします。

3. 本交換サービスの申込みの時点の規約が適用となりますので、本交換サービスをお申込みいただく場合には、必ずその時点で適用される本規約を事前にご確認ください。
4. 本規約の変更後においても、本規約の変更前に申込みいただいた本交換サービスの提供については、変更前の本規約が適用されます。

第24条（譲渡禁止）

お客様は、本プランのお客様たる地位並びに本規約上お客様が有する権利及び義務を第三者に譲渡してはならないものとします。

第25条（分離性）

本規約の一部が無効で強制力をもたないと判明した場合でも、本規約の残りの部分はその影響を受けず引き続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

第26条（協議）

ソニー及びお客様は、本プラン又は本規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第27条（合意管轄）

お客様とソニーとの間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第28条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本国法に準拠するものとします。

最終更新日：2023年5月8日